

## 登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に寄与するため、温泉熱活用融雪システム普及促進に寄与する事業を行うものに対し、予算の範囲内において登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号）、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月3日付け環政計発第2203303号及び登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 温泉熱活用融雪システム 従来の機器等に対して30%以上省CO<sub>2</sub>効果が得られるとともに、温泉熱を熱源とする融雪のために使用できる設備をいう。
- (2) 市内事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する事業を営む個人又は法人で、登別市内（以下「市内」という。）に店舗等を有する法人又はフリーランスを含む個人事業主をいう。
- (3) 店舗等 従業員が1人以上常駐する事業を営むための店舗又は事業所をいう。
- (4) 着手 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けようとする経費に係る契約又は発注を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一般社団法人登別国際観光コンベンション協会又は登別商工会議所に加入する者であること。
- (2) 補助金の交付を申請する時点において、登別市における納期の到来した市税等について未納がない者であること。
- (3) 市内に店舗等を有する事業者であること。
- (4) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者でないこと。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第1項第2号に規定するインターネット異性紹介事業を行う者でないこと。
- (7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者でないこと。
- (9) 同一の年度において、補助金の交付を受けた者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる工事（以下「補助対象事業」という。）に要する経費であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

なお、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

- (1) 補助対象者が、市内事業者に発注して実施する工事に要する経費であること。
- (2) 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた後に着工する工事に要する経費であること。
- (3) 他の補助制度による補助金の交付を受けた事業でないこと。
- (4) その他市長が必要と認めた工事に要する経費であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの工事に要する経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 新たな温泉採取を目的とした掘削工事
- (2) 撤去及び廃棄に係る工事（ただし、温泉熱活用融雪システムの更新又は入替えをする場合において、やむを得ず既存の温泉熱活用融雪システムの撤去及び廃棄が必要であるときは、必要最小限度の範囲の撤去費用、これに伴う運搬費用及び廃棄費用（以下これらの費用を「撤去費用等」という。）並びに新規に温泉熱活用融雪システムを設置する場合において発生する必要最小限度の配管、配線等の撤去費用等は除く）。
- (3) その他市長が必要でないとして認めた工事

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とし、1件あたり600万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1、

000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、市長が別に定める期日までに、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 登別市における納期の到来した市税等について未納がないことがわかる納税証明書
- (2) 市内に店舗等を有することを証する書類（会社の登記簿謄本等）
- (3) 着手前の状況が分かる画像等
- (4) 見積書
- (5) 工事の施工範囲を示す図面及び導入する機器の仕様等がわかる書類
- (6) 導入する機器が、従来の機器等に対して30%以上省CO<sub>2</sub>効果が得られるとともに、温泉熱を熱源とする融雪のために使用できる設備であることを確認できる資料
- (7) 温泉の利用に係る許認可等を要する場合、許認可を得ていることを証する書類
- (8) 申請者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合は、補助対象事業の実施に係る所有者の同意書又はそれに準ずる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、適当でないと認めるときは登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容又は完了予定期日の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、第6条の規定により申請した内容又は完了予定期日を変更しようとするときは、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金変更承認申請書（別記様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、第6条の規定により申請した内容の変更が軽微であって、補助金の額に影響を及ぼさない場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更を承認するときは、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助

金変更承認交付決定通知書（別記様式第5号）により、変更を承認しないときは、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金変更不承認通知書（別記様式第6号）により、その結果について交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

（事業の廃止又は中止）

第9条 交付決定者は、第6条の規定により申請した内容を廃止又は中止しようとするときは、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金（中止・廃止）承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、廃止又は中止を承認するときは、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金（中止・廃止）承認及び交付決定取消通知書（別記様式第8号）により、廃止又は中止を承認しないときは、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金（中止・廃止）不承認通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から30日以内の日又は交付決定の日が属する会計年度の2月15日のいずれか早い日までに、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金実績報告書（別記様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

- （1）事業実績書（別記様式第11号）
- （2）契約書及び請求書並びに領収書の写し
- （3）請求書の内訳書
- （4）補助対象事業で導入した機器の仕様内容がわかるもの
- （5）工事の施工状況がわかる写真
- （6）工事の施工前及び施工後の状況がわかる写真における導入前及び導入後の写真
- （7）その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の実績報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の額を確定し、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金確定通知書（別記様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、補助対象事業の完了によって交付決定者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を交付決定者に納付させることができる。

(請求及び交付)

第11条 前条第2項の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金交付請求書(別記様式第13号)により市長が別に定める日までに市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

(報告及び調査)

第12条 交付決定者は、温泉熱活用融雪システムのエネルギー使用状況に関する調査、分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力するものとする。

2 市長は、特に必要と認めた場合には、交付決定者に対して、必要な調査を行うことができるものとする。

(手続代行)

第13条 補助対象者は、第6条の交付申請、第8条の申請内容の変更等、第9条第1項の補助事業の廃止又は中止の手続き、第10条第1項の実績報告及び第11条第1項の請求の手続きについて、補助対象事業を実施する事業者又は販売事業者に依頼して行うことができる。ただし、交付申請等の手続の代行を依頼された者(以下「手続代行者」という。)は、第3条第2号及び第4号から第8号までに該当する者でなければならない。

2 手続代行者は、依頼された手続に対して誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じて得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産等(以下「取得財産等」という。)の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、補助金の交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他交付決定者の責に帰することができない理由により、対象設備が毀損され、又は滅失したときは、登別市

温泉熱活用融雪システム普及促進補助金対象設備毀損（滅失）届出書（別記様式14号）により市長に届け出なければならない。

- 3 交付決定者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、取壊し（廃棄を含む。）又は担保に供するときは、あらかじめ登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金対象設備処分承認申請書（別記様式第15号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。ただし、法定耐用年数を経過した場合はこの限りでない。
- 4 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、処分を承認するときは、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金設備処分承認通知書（別記様式第16号）により、処分を承認しないときは、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金対象設備処分不承認通知書（別記様式第17号）により、交付決定者に通知するものとする。
- 5 市長は、補助事業者が前項の規定による承認を受けて対象設備を処分したときは、交付決定者が当該取得財産を取得した日の翌日から起算して、処分をした日までの日数（以下「対象設備使用期間」という。）に応じて既に交付した補助金の全部又はその一部の返還を求めることができる。ただし、返還を求める額（以下「返還金」という。）は、次のとおり算定するものとし、対象設備使用期間については1年を超える場合は1年を365日、1年未満の場合は実日数とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left( 1 - \frac{\text{対象設備使用期間}}{\text{法定耐用年数の期間}} \right)$$

- 6 前項の返還金について、市が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴（ちょう）するものとする。
- 7 市長は、交付決定者が対象設備の全部又は一部を処分することにより収入があると認める場合には、対象設備に係る補助金の全部又はその一部の返還を求めることができる。
- 8 交付決定者は、前項の規定により、市長から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を求められた場合は、返還しなければならない。
- 9 交付決定者は、法定耐用年数の期間内において、譲渡等により取得財産等の所有者等が変更になった場合は、当該変更が生じた日から3

0日以内に、登別市温泉熱活用融雪システム普及促進補助金対象設備所有者変更届出書（別記様式第18号）により市長に届け出なければならない。この場合において、取得財産等の所有者が変更となる場合は、第7条の交付決定の内容及び補助金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（1）補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱の規定又は法令に違反したとき。

（2）申請等に不正の行為があると認められるとき。

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたととき。

2 交付決定者は、前条第7項及び前項の規定により、市長から補助金の返還を求められたときは、市長が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 市長は、第1項の返還を求める場合、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて求めることができるものとする。

（補助金の額の再確定）

第16条 交付決定者は、第10条第2項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に変わる収入があったこと等により補助金の額を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条第1項に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第10条第2項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、前項により額の再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を求めるものとする。

4 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（書類の整備）

第17条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について法定

耐用年数を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

<p>温泉熱活用融雪システム導入に係る工事費</p> <p>(1) 本工事費</p>	<p>(直接工事費)</p> <p>(1) 材料費 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含む。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。</p> <p>(2) 労務費 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。</p> <p>(3) 直接経費 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）</p> <p>(間接工事費)</p> <p>(1) 共通仮設費 事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>(2) 現場管理費 事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>(3) 一般管理費 事業を行うために直接必要な諸給与、法定事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通福利費をいう。</p>
<p>(2) 付帯工事費</p>	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>(1) 機械器具費 事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費。</p>

	<p>(2) 測量及び試験費</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。</p>
(3) 設備費	<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
(4) 業務費	<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。</p>
(5) 事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。</p>